

令和 7 年第 3 回（9 月）定例市議会説明資料

1	議案第 8 4 号 安中市旅費支給条例の制定について（全部改正）	1
2	議案第 8 5 号 安中市役所位置条例の一部改正について	5
3	議案第 8 6 号 安中市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について	6
4	議案第 8 7 号 安中市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について	8
5	議案第 8 8 号 安中市市税条例の一部改正について	1 2
6	議案第 8 9 号 安中市地域振興基金条例の一部改正について	1 7
7	議案第 9 0 号 安中市土砂等による埋立て等の規制に関する条例の一部改正について	1 8
8	議案第 9 1 号 碓氷峠の森公園条例の一部改正について	2 5

安中市旅費支給条例の制定について（全部改正）

附則第7条関係：安中市固定資産評価審査委員会条例の一部改正

新旧対照表 (下線部は改正箇所)

現 行	改 正 案
(関係者に対する費用の弁償) 第14条 法第433条第7項の規定によって関係者(審査申出人及び市長を除く。)に対し、出席及び証言を求めた場合においては、当該関係者に対して <u>安中市旅費支給条例(平成18年安中市条例第52号)</u> の規定による旅費支給の例によって旅費を支給するものとする。	(関係者に対する費用の弁償) 第14条 法第433条第7項の規定によって関係者(審査申出人及び市長を除く。)に対し、出席及び証言を求めた場合においては、当該関係者に対して <u>安中市旅費支給条例(令和7年安中市条例第●号)</u> の規定による旅費支給の例によって旅費を支給するものとする。

附則第8条関係：議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正

新旧対照表 (下線部は改正箇所)

現 行	改 正 案												
(費用弁償) 第6条 (略) 2 前項の規定により、 <u>支給する旅費の額は、別表のとおりとする</u> _____ _____ 3 前項に定めるもののほか、議長、副議長及び議員に支給する旅費の支給方法等については、 <u>安中市旅費支給条例(平成18年安中市条例第52号)の例による。</u> 別表(第6条関係) <table><tr><th>区分</th><th>金額</th></tr><tr><td>鉄道賃</td><td>普通運賃</td></tr><tr><td>船賃</td><td>普通運賃</td></tr><tr><td>車賃(1キロメートルにつき)</td><td>37円</td></tr><tr><td>航空賃</td><td>実費による</td></tr><tr><td>日当(1日につき)</td><td>3,200円</td></tr></table>	区分	金額	鉄道賃	普通運賃	船賃	普通運賃	車賃(1キロメートルにつき)	37円	航空賃	実費による	日当(1日につき)	3,200円	(費用弁償) 第6条 (略) 2 前項の規定により、 <u>支給する旅費の額、支給方法等については、安中市旅費支給条例(令和7年安中市条例第●号)第2条第7号に規定する市長等の例による。</u> (削除) (削除)
区分	金額												
鉄道賃	普通運賃												
船賃	普通運賃												
車賃(1キロメートルにつき)	37円												
航空賃	実費による												
日当(1日につき)	3,200円												

宿泊料(1夜につき)	15,700円
食卓料(1夜につき)	3,200円

附則第9条関係：安中市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正

新旧対照表

(下線部は改正箇所)

現 行	改 正 案																
(費用弁償) 第5条 (略) 2 前項の規定により支給する旅費の額は、別表第2のとおりとする 3 前項に定めるもののほか、特別職の職員に支給する旅費については、安中市旅費支給条例(平成18年安中市条例第52号)の例による。 別表第2(第5条関係) <table> <tr> <th>区分</th><th>金額</th></tr> <tr> <td>鉄道賃</td><td>普通運賃</td></tr> <tr> <td>船賃</td><td>普通運賃</td></tr> <tr> <td>車賃(1キロメートルにつき)</td><td>37円</td></tr> <tr> <td>航空賃</td><td>実費による</td></tr> <tr> <td>日当(1日につき)</td><td>1,200円</td></tr> <tr> <td>宿泊料(1夜につき)</td><td>12,500円</td></tr> <tr> <td>食卓料(1夜につき)</td><td>2,400円</td></tr> </table>	区分	金額	鉄道賃	普通運賃	船賃	普通運賃	車賃(1キロメートルにつき)	37円	航空賃	実費による	日当(1日につき)	1,200円	宿泊料(1夜につき)	12,500円	食卓料(1夜につき)	2,400円	(費用弁償) 第5条 (略) 2 前項の規定により支給する旅費の額は、安中市旅費支給条例(令和7年安中市条例第●号)第2条第7号に規定する市長等以外の職員の例による。 (削除) (削除)
区分	金額																
鉄道賃	普通運賃																
船賃	普通運賃																
車賃(1キロメートルにつき)	37円																
航空賃	実費による																
日当(1日につき)	1,200円																
宿泊料(1夜につき)	12,500円																
食卓料(1夜につき)	2,400円																

附則第10条関係：安中市教育研究所条例の一部改正

新旧対照表

(下線部は改正箇所)

現 行	改 正 案
(費用弁償) 第5条 職員が職務のため旅行するときは、費用弁償として安中市旅費支給条例(平成18年安中市条例第52号)別表第1に定める旅費を支給する。	(費用弁償) 第5条 職員が職務のため旅行するときは、費用弁償として安中市旅費支給条例(令和7年安中市条例第●号)に定める旅費を支給する。

附則第11条関係：安中市文化財保護条例の一部改正

新旧対照表

(下線部は改正箇所)

現 行	改 正 案
-----	-------

目次	目次
第1章 総則(第1条・第2条)	第1章 総則(第1条・第2条)
第2章 管理(第3条―第15条)	第2章 管理(第3条―第15条)
第3章 文化財保護審議会(第16条―第18条)	第3章 文化財保護審議会(第16条・第17条)
第4章 補則(第19条)	第4章 補則(第18条)
附則	附則
(費用弁償)	(削除)
第18条 審議会の委員が職務を行うために旅行したときは、費用弁償として安中市旅費支給条例(平成18年安中市条例第52号)一般職の例による旅費を支給する。	
(委任)	(委任)
第19条 (略)	第18条 (略)

附則第12条関係：安中市企業職員旅費支給条例の一部改正

新旧対照表

(下線部は改正箇所)

現 行	改 正 案
(旅費支給) 第3条 旅費の支給に関しては、 <u>安中市旅費支給条例(平成18年安中市条例第52号)</u> を準用する。この場合において、同条例中「市長」とあるのは、「管理者」と読み替えるものとする。	(旅費支給) 第3条 旅費の支給に関しては、 <u>安中市旅費支給条例(令和7年安中市条例第●号)</u> を準用する。この場合において、同条例中「市長」とあるのは、「管理者」と読み替えるものとする。

附則第13条関係：安中市消防団員の定員、任免及び給与に関する条例の一部改正

新旧対照表

(下線部は改正箇所)

現 行	改 正 案
(費用弁償) 第9条 (略) 2 旅費の支給方法については、 <u>安中市旅費支給条例(平成18年安中市条例第52号)</u> の例による。	(費用弁償) 第9条 (略) 2 旅費の支給方法については、 <u>安中市旅費支給条例(令和7年安中市条例第●号)</u> の例による。

附則第14条関係：安中市議会事務局設置条例の一部改正

新旧対照表

(下線部は改正箇所)

現 行	改 正 案
(職員の待遇)	(職員の待遇)

第5条 事務局長及び職員の給料、旅費その他の給与に関しては、安中市職員の給与に関する条例(平成18年安中市条例第48号)及び安中市旅費支給条例(平成18年安中市条例第52号)を準用する。

第5条 事務局長及び職員の給料、旅費その他の給与に関しては、安中市職員の給与に関する条例(平成18年安中市条例第48号)及び安中市旅費支給条例(令和7年安中市条例第●号)を準用する。

安中市役所位置条例の一部改正について

新旧対照表		(下線部は改正箇所)
現 行	改 正 案	
地方自治法(昭和22年法律第67号)第4条第1項の規定により、安中市役所の位置を次のように定める。 <u>安中市安中1丁目23番13号</u>	地方自治法(昭和22年法律第67号)第4条第1項の規定により、安中市役所の位置を次のように定める。 <u>安中市安中2丁目13番7号</u>	

安中市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

新旧対照表	(下線部は改正箇所)
現 行	改 正 案
(介護休暇) 第15条 介護休暇は、職員が要介護者(配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。)、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者(第15条の3第1項において「配偶者等」という。))で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。)の介護をするため、任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間(以下「指定期間」という。)内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。 2及び3 (略) (新設)	(介護休暇) 第15条 介護休暇は、職員が要介護者(配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。)、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者(第15条の4第1項において「配偶者等」という。))で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。)の介護をするため、任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間(以下「指定期間」という。)内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。 2及び3 (略) (妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等) 第15条の3 任命権者は、安中市職員の育児休業等に関する条例(平成18年安中市条例第36号)第12条第1項の措置を講ずるに当たっては、同項の規定による申出をした職員(以下この項において「申出職員」という。)に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。 (1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置(次号において「出生時両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるための措置 (2) 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出(以下「請求等」という。)に係る申出職員の意向を確認するための措置 (3) 安中市職員の育児休業等に関する条例第12条第1項の規定による申出に係る子の心身の状

(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員
に対する意向確認等)

第15条の3 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員
の介護を必要とする状況に至ったことを申し出た
ときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立
に資する制度又は措置(以下この条及び次条にお
いて「介護両立支援制度等」という。)その他の事
項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申
告、請求又は申出(次条において「請求等」という。)
に係る当該職員の意向を確認するための面談その
他の措置を講じなければならない。

2 (略)

(勤務環境の整備に関する措置)

第15条の4 (略)

況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起
因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発
生することが予想される職業生活と家庭生活と
の両立の支障となる事情の改善に資する事項に
係る申出職員の意向を確認するための措置

2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員(以
下この項において「対象職員」という。)に対して、
人事委員会規則で定める期間内に、次に掲げる措
置を講じなければならない。

(1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度
又は措置(次号において「育児期両立支援制度
等」という。)その他の事項を知らせるための措
置

(2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職
員の意向を確認するための措置

(3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又
は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因し
て発生し、又は発生することが予想される職業
生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改
善に資する事項に係る対象職員の意向を確認す
るための措置

3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定に
より意向を確認した事項の取扱いに当たっては、
当該意向に配慮しなければならない。

(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員
に対する意向確認等)

第15条の4 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員
の介護を必要とする状況に至ったことを申し出た
ときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立
に資する制度又は措置(以下この条及び次条にお
いて「介護両立支援制度等」という。)その他の事
項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の請
求等

に係る当該職員の意向を確認するための面談その
他の措置を講じなければならない。

2 (略)

(勤務環境の整備に関する措置)

第15条の5 (略)

安中市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

新旧対照表

(下線部は改正箇所)

現 行	改 正 案
(趣旨) 第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第2条第1項、第3条第2項、第5条第2項、第7条、第8条並びに第19条第1項及び第2項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。 (部分休業をすることができない職員) 第8条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(次条第1項において「定年前再任用短時間勤務職員等」という。))を除く。とする。 (部分休業の承認) 第9条 部分休業(育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。)の承認は、正規の勤務時間(非常勤職員(定年前再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条及び次条において同じ。))にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。 2 労働基準法第67条第1項の規定による育児時間(以下この項及び次項において「育児時間」という。)又は安中市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成18年安中市条例第35号)第15条の2第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員(非常勤職員を除く。)に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間	(趣旨) 第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第2条第1項、第3条第2項、第5条第2項、第7条、第8条並びに第19条第1項から第3項まで及び第5項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。 (部分休業をすることができない職員) 第8条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、勤務日の日数を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員)を除く。次条において同じ。)とする。 (第1号部分休業の承認) 第9条 育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業(以下「第1号部分休業」という。)の承認は、30分を単位として行うものとする。 2 労働基準法第67条第1項の規定による育児時間(以下この項及び次項において「育児時間」という。)又は安中市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成18年安中市条例第35号)第15条の2第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員(非常勤職員を除く。)に対する第1号部分休業の承認については、1日につき2時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間

を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

- 3 非常勤職員に対する部分休業____の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内(当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)第61条の2第20項の規定による介護をするための時間(以下この項において「介護をするための時間」という。))の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内)で行うものとする。

(新設)

(新設)

(新設)

を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

- 3 非常勤職員に対する第1号部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内(当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)第61条の2第20項の規定による介護をするための時間(以下この項において「介護をするための時間」という。))の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内)で行うものとする。

(第2号部分休業の承認)

第9条の2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業(以下「第2号部分休業」という。))の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。

(1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数

(2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数

(育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間)

第9条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間)

第9条の4 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

(新設) (部分休業をしている職員の給与の取扱い) 第10条 職員(非常勤職員を除く。)が部分休業_____の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第10条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例第19条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。 2 (略) (部分休業の承認の取消事由) 第11条 第5条の規定は、部分休業について準用する。	(1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分 (2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間 (育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情) 第9条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更(以下「第3項変更」という。)をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。 (部分休業をしている職員の給与の取扱い) 第10条 職員(非常勤職員を除く。)が<u>育児休業法第19条第1項に規定する部分休業の承認</u>を受けて勤務しない場合には、給与条例第10条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例第19条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。 2 (略) (部分休業の承認の取消事由) 第11条 <u>育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。</u>
--	--

附則第3項関係：安中市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正

新旧対照表

(下線部は改正箇所)

現 行	改 正 案
(給与の減額) 第16条 (略) 2 職員が部分休業(当該職員がその<u>6歳に満たない子</u>_____を養育するため1日の勤務時間の<u>一部</u>_____を勤務しないことをいう。)の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかか	(給与の減額) 第16条 (略) 2 職員が部分休業(当該職員がその<u>小学校就学の始期に達するまでの子</u>を養育するため1日の勤務時間の<u>全部又は一部(2時間を超えない範囲内又は1年につき管理者が指定する時間を超えない範囲内の時間に限る。)</u>を勤務しないことをいう。)の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかか

わらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間
当たりの給与額を減額して給与を支給する。

3 (略)

わらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間
当たりの給与額を減額して給与を支給する。

3 (略)

安中市市税条例の一部改正について

新旧対照表		(下線部は改正箇所)	
現 行		改 正 案	
(公示送達)		(公示送達)	
第18条 法第20条の2の規定による公示送達は、 _____ _____ _____ _____ _____ 安中市公告式条例(平成18年安中市条例第3号)第2条に規定する 掲示場に <u>掲示して行う</u> _____ _____ _____ものとする。		第18条 法第20条の2の規定による公示送達は、 <u>公示事項(同条第2項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。)</u> を <u>地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号。以下「省令」という。)</u> 第1条の8第1項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、 <u>公示事項が記載された書面を安中市公告式条例(平成18年安中市条例第3号)第2条に規定する掲示場に掲示し、又は公示事項を市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってするものとする。</u>	
(納税証明事項)		(納税証明事項)	
第18条の3 <u>地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号。以下「省令」という。)</u> 第1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は2輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により種別割を滞納している場合においてその旨とする。		第18条の3 <u>省令</u> _____第1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は2輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により種別割を滞納している場合においてその旨とする。	
(所得控除)		(所得控除)	
第34条の2 所得割の納税義務者が法第314条の2第1項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第1項及び第3項から第11項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額又は扶養控除額 _____を、前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者については、同条第2項、第6項及び第11項の規定により基礎控除額を		第34条の2 所得割の納税義務者が法第314条の2第1項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第1項及び第3項から第11項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額、 <u>扶養控除額又は特定親族特別控除額</u> を、前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者については、同条第2項、第6項及び第11項の規定により基礎控除額を	

それぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。

(市民税の申告)

第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、省令第5号の4様式(別表)による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得割の納税義務者(前年の合計所得金額が90万円以下である者に限る。))の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者(前年の合計所得金額が95万円以下である者に限る。))で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。)若しくは法第314条の2第4項に規定する扶養控除額

_____の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の7の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。))の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。)及び第24条第2項に規定する者(省令第2条の2第1項の表の上欄の(2)に掲げる者を除く。))については、この限りでない。

2～9 (略)

(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申

それぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。

(市民税の申告)

第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、省令第5号の4様式(別表)による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得割の納税義務者(前年の合計所得金額が90万円以下である者に限る。))の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者(前年の合計所得金額が95万円以下である者に限る。))で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。)、法第314条の2第4項に規定する扶養控除額若しくは特定親族特別控除額(特定親族(同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項において同じ。))(前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。))に係るものを除く。))の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の7の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。))の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。)及び第24条第2項に規定する者(省令第2条の2第1項の表の上欄の(2)に掲げる者を除く。))については、この限りでない。

2～9 (略)

(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申

告書)

第36条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1)及び(2) (略)

(3) 扶養親族_____の氏名

(4) (略)

2～6 (略)

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)

第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であって、特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の自己と生計を一にする配偶者(退職手当等(第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。))に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)をいう。第2号において同じ。)又は扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。))_____

_____を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、省令で定めるところ

告書)

第36条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1)及び(2) (略)

(3) 扶養親族又は特定親族の氏名

(4) (略)

2～6 (略)

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)

第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であって、特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の自己と生計を一にする配偶者(退職手当等(第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。))に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)をいう。第2号において同じ。)又は扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。))若しくは特定親族(退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。))を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、省令で定めるところ

ろにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を経由して、市長に提出しなければならない。

(1)及び(2) (略)

(3) 扶養親族_____の氏名

(4) (略)

2～5 (略)

附 則

(新設)

により、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を経由して、市長に提出しなければならない。

(1)及び(2) (略)

(3) 扶養親族又は特定親族の氏名

(4) (略)

2～5 (略)

附 則

(加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例)

第16条の2の2 令和8年4月1日以後に第92条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等(次項において「売渡し等」という。)が行われた加熱式たばこ(第92条第1号オに掲げる加熱式たばこをいい、第93条の2の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この条において同じ。)に係る第94条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ(第92条第1号アに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項及び次項において同じ。)の本数によるものとする。

(1) 葉たばこ(たばこ事業法第2条第2号に規定する葉たばこをいう。)を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ(当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを省令附則第8条の4の2に規定するところにより直接加熱することによって喫煙の用に供されるものに限る。) 当該加熱式たばこの重量(フィルターその他の省令附則第8条の4の3に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項から第3項までにおいて同じ。)の0.35グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの1本当たりの重量が0.35グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの1本をもって紙巻たばこの1本に換算する方法

(2) 前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の0.2グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量が4グラ

ム未満である場合にあつては、当該加熱式たばこの品目ごとの1個をもって紙巻たばこの20本に換算する方法

2 前項の規定により加熱式たばこのうち同項第1号ただし書の規定の適用を受けるもの及び同項第2号ただし書の規定の適用を受けるもの以外のものの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等が行われた加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同項各号に掲げる区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

3 前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

4 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ(第93条の2の規定により製造たばことみなされるものに限る。)のうち、次に掲げるものについては、同号ただし書の規定は、適用しない。

(1) 第1項第1号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるもの

(2) 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ(第93条の2の規定により製造たばことみなされるものを除く。)と併せて喫煙の用に供される加熱式たばこ(同条の規定により製造たばことみなされるものに限る。)であつて当該加熱式たばこのみの品目のもの

安中市地域振興基金条例の一部改正について

新旧対照表

(下線部は改正箇所)

現 行	改 正 案
(設置) 第1条 <u>市民の連帯の強化及び地域振興を図るため</u> <u>_____、安中市地域振興基金(以下「基金」という。)</u> を設置する。 (新設) (新設)	(設置) 第1条 <u>次に掲げる事業に必要な財源の確保に資す</u> <u>るため、安中市地域振興基金(以下「基金」という。)</u> を設置する。 (1) <u>安中市新市建設計画に基づいて実施する事業</u> (2) <u>前号に掲げるもののほか、市民の連帯の強化</u> <u>及び地域振興に資する事業</u>

安中市土砂等による埋立て等の規制に関する条例の一部改正について

新旧対照表 (下線部は改正箇所)

現 行	改 正 案
目次	目次
第1章 総則(第1条―第5条)	第1章 総則(第1条―第5条)
第2章 埋立て等のために搬入される土砂等の汚染に関する基準(第6条)	第2章 埋立て等のために搬入される土砂等の汚染に関する基準(第6条)
第3章 小規模特定事業の規制(第7条―第21条) (新設) (新設)	第3章 小規模特定事業の規制 第1節 小規模特定事業の許可(第7条―第21条) 第2節 土砂等の搬入計画の届出(第22条―第29条)
第4章 雑則(第22条―第26条)	第4章 雑則(第30条―第34条)
第5章 罰則(第27条―第31条)	第5章 罰則(第35条―第39条)
附則	附則
第3章 小規模特定事業の規制 (新設) (土砂等の搬入の事前届出等)	第3章 小規模特定事業の規制 第1節 小規模特定事業の許可 (土砂等の搬入の事前届出等)
第10条 (略)	第10条 (略)
2 前項の規定による届出には、小規模特定事業区域に搬入しようとする土砂等が当該土砂等を排出する場所から排出された土砂等であること及び当該土砂等の性状が基準 に適合していることを証する書面並びに当該土砂等が土壌基準に適合していることを証する書面で、規則で定めるものを添付しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、当該土砂等が土壌基準に適合していることを証する書面の添付を省略することができる。 (1)～(3) (略)	2 前項の規定による届出には、小規模特定事業区域に搬入しようとする土砂等が当該土砂等を排出する場所から排出された土砂等であること及び当該土砂等の性状が規則で定める基準(以下「性状基準」という。)に適合していることを証する書面並びに当該土砂等が土壌基準に適合していることを証する書面で、規則で定めるものを添付しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、当該土砂等が土壌基準に適合していることを証する書面の添付を省略することができる。 (1)～(3) (略)
3 市長は、許可事業者が搬入しようとする土砂等が次の各号のいずれかに該当する場合であって、生活環境の保全又は災害の発生の防止のため必要があると認めるときは、当該許可事業者に対し、第1	3 市長は、許可事業者が搬入しようとする土砂等が次の各号のいずれかに該当する場合であって、生活環境の保全又は災害の発生の防止のため必要があると認めるときは、当該許可事業者に対し、第1

項の規定による届出に係る土砂等の搬入に関し必要な事項を指示し、及び報告書の提出を求め、又はその搬入の禁止を命ずることができる。

(1)及び(2) (略)

(3) その性状が規則で定める基準に適合しないと認める場合

(小規模特定事業の完了等の手続)

第11条 (略)

2及び3 (略)

4 前項の規定により _____
_____災害の発生を防止するために必要な措置を講ずべき旨の通知を受けた者は、第1項第1号の規定による届出に係る小規模特定事業又は期間が満了した小規模特定事業により埋立て等をされた土砂等による災害の発生を防止するために必要な措置を講じなければならない。

(土壌の検査等)

第16条 許可事業者は、規則で定めるところにより、定期的に、当該小規模特定事業区域内の土砂等の検査(小規模特定事業区域から排出される水がある場合には、当該水の検査を含む。以下「土壌検査」という。)を実施し、規則で定める日までに、土壌検査の結果を市長に報告しなければならない。

2 (略)

(改善命令等)

第19条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可事業者に対し、期間を定めて小規模特定事業の施工に関し必要な改善を命じ、又は期間を定めて小規模特定事業の停止を命ずることができる。

(1)～(9) (略)

(10) 第23条第1項の規定により報告を求められた者が同項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたと認めるとき。

(11) 第23条第2項の規定により検査又は質問を求められた者が同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたと認めると

項の規定による届出に係る土砂等の搬入に関し必要な事項を指示し、及び報告書の提出を求め、又はその搬入の禁止を命ずることができる。

(1)及び(2) (略)

(3) 性状基準 _____に適合しないと認める場合

(小規模特定事業の完了等の手続)

第11条 (略)

2及び3 (略)

4 前項の規定により 周辺の地域の生活環境の保全及び災害の発生を防止するために必要な措置を講ずべき旨の通知を受けた者は、第1項第1号の規定による届出に係る小規模特定事業又は期間が満了した小規模特定事業により埋立て等をされた土砂等による災害の発生を防止するために必要な措置を講じなければならない。

(土壌の検査等)

第16条 許可事業者は、規則で定めるところにより、定期的に、当該小規模特定事業区域内の土砂等の検査(当該区域から _____排出される水がある場合には、当該水の検査を含む。以下「土壌検査」という。)を実施し、規則で定める日までに、土壌検査の結果を市長に報告しなければならない。

2 (略)

(改善命令等)

第19条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可事業者に対し、期間を定めて小規模特定事業の施工に関し必要な改善を命じ、又は期間を定めて小規模特定事業の停止を命ずることができる。

(1)～(9) (略)

(10) 第31条第1項の規定により報告を求められた者が同項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたと認めるとき。

(11) 第31条第2項の規定により検査又は質問を求められた者が同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたと認めると

き。
(新設)

き。

第2節 土砂等の搬入計画の届出

(小規模特定事業に係る土砂等の搬入計画の届出)

第22条 小規模特定事業を行おうとする者は、土砂等埋立等区域ごとに、土砂等の搬入を開始しようとする30日前までに、市長に土砂等の搬入計画(以下「搬入計画」という。)を届け出なければならない。ただし、第7条第1項各号に掲げる埋立て等(規則で定めるものを除く。)については、この限りでない。

2 搬入計画を届け出ようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。

(1) 氏名又は名称及び住所又は主たる事務所の所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(2) 埋立て等の目的

(3) 土砂等埋立等区域の位置及び面積

(4) 小規模特定事業を行う期間

(5) 土砂等埋立等区域に搬入する土砂等の数量

(6) 土砂等埋立等区域の周辺の地域の生活環境の保全に関する計画

(7) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

3 前項の届出書には、土砂等埋立等区域の位置を示す図面その他の規則で定める書類を添付しなければならない。

4 第7条第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る小規模特定事業については、第1項の規定による届出をすることを要しない。

(土砂等の搬入計画の変更の届出)

第23条 搬入計画の届出をした者は、前条第2項第2号から第6号までに掲げる事項を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、当該事項を変更しようとする日の10日前までにその旨を市長に届け出なければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 搬入計画の届出をした者は、前条第2項第1号若しくは第7号に掲げる事項の変更又は前項ただし書に規定する軽微な変更があったときは、規則で定めるところにより当該変更のあった日から14日以内にその旨を市長に届け出なければならない。

3 前項の規定にかかわらず、搬入計画の届出をした者について相続、合併又は分割があったことにより前条第2項第1号に掲げる事項を変更しようとするときは、相続人(相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により承継すべき相続人を選定したときは、その者)、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該届出に係る小規模特定事業の全部を承継した法人は、規則で定めるところにより、当該相続、合併又は分割があった日から30日以内に市長にその旨を届け出なければならない。

(土砂等の搬入の事前届出等)

第24条 第22条第1項又は前条の規定による届出(以下「搬入計画の届出等」という。)をした者が、当該搬入計画の届出等をした土砂等埋立等区域に土砂等を搬入しようとするときは、土砂等の排出の場所ごと又は規則で定める土砂等の数量を超えるごとに、規則で定めるところにより、搬入しようとする日の10日前までに市長に届け出なければならない。ただし、生活環境の保全のため緊急の必要があると市長が認めるときは、この限りでない。

2 前項の規定による届出には、土砂等埋立等区域に搬入しようとする土砂等が当該土砂等を排出する場所から排出された土砂等であること及び当該土砂等が性状基準に適合していることを証する書面並びに当該土砂等が土壌基準に適合していることを証する書面で、規則で定めるものを添付しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、当該土砂等が土壌基準に適合していることを証する書面の添付を省略することができる。

(1) 当該土砂等が、国等が行う事業により排出された土砂等である場合で、土砂等の検査の必要がないと市長が認めたとき。

(2) 当該土砂等が、規則で定める法令等の規定に基づき採取された土砂等である場合で、当該法令等の規定に基づき採取されたものであることを証する書面で規則で定めるものが添付されたとき。

(3) この条例若しくは法令等又はこれらに基づく命令その他の処分による義務の履行に伴う土砂

等による埋立て等であるとき。

- 3 市長は、搬入計画の届出等をした者が搬入しようとする土砂等が性状基準に適合しない場合であつて、生活環境の保全のため必要があると認めるときは、当該搬入計画の届出等をした者に対し、当該届出等に係る土砂等の搬入に関し必要な事項を指示し、及び報告書の提出を求め、又はその搬入の禁止を命ずることができる。

(小規模特定事業の完了の届出)

第25条 搬入計画の届出等をした者は、次の各号のいずれかに該当するときは、規則で定めるところにより、それぞれ当該各号に定める日までに、その旨を市長に届け出なければならない。

(1) 搬入計画に係る小規模特定事業を完了し、廃止し、又は休止したとき 当該事業を完了し、廃止し、又は休止した日から10日以内

(2) 休止した小規模特定事業を再開しようとするとき 当該事業を再開する日の10日前

(土壌の検査等)

第26条 搬入計画の届出等をした者は、規則で定めるところにより、定期的に、当該搬入計画に係る土砂等埋立等区域内の土壌検査を実施し、規則で定める日までに、当該土壌検査の結果を市長に報告しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、搬入計画の届出等をした者は、当該搬入計画に係る土砂等埋立等区域に汚染された土砂等があることを確認したときは、直ちに、市長にその旨を報告しなければならない。

(書類の備置き等)

第27条 搬入計画の届出等をした者は、搬入計画の届出等をした日から当該届出等に係る小規模特定事業を完了し、若しくは廃止した日まで、当該搬入計画に係る第22条第2項の届出書(第23条第1項の変更の届出をした場合にあつては、その届出書を含む。)の写しその他規則で定める書類及び図面を当該搬入計画に係る土砂等埋立等区域又は搬入計画の届出等をした者の最寄りの事務所若しくは事業所に備え置き、当該小規模特定事業に関し生活環境の保全上利害関係を有する者の求めに応じ、閲覧させなければならない。

- 2 搬入計画の届出等をした者は、当該搬入計画に係

(協力要請)

第22条 (略)

(報告の徴収及び立入検査等)

第23条 (略)

(関係行政機関への照会等)

第24条 (略)

(手数料)

第25条 (略)

(委任)

る小規模特定事業を完了し、若しくは廃止した日から5年間、前項に規定する書類及び図面を保存しなければならない。

(改善命令等)

第28条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、搬入計画の届出等をした者に対し、期間を定めて小規模特定事業の施工に関し必要な改善を命じ、又は期間を定めて小規模特定事業の停止を命ずることができる。

(1) 小規模特定事業が搬入計画に適合していないと認めるとき。

(2) 第24条第1項の規定に違反し、届出をしていないと認めるとき。

(3) 第26条第1項の規定に違反し、土壌検査を実施せず、若しくはその結果を報告せず、又は同条第2項の規定に違反し、報告をしなかったと認めるとき。

(4) 第27条第1項の規定による書類の備置きをせず、又は閲覧をさせなかったと認めるとき。

(5) 第31条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたと認めるとき。

(6) 第31条第2項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたと認めるとき。

(措置命令)

第29条 市長は、第22条第1項若しくは第23条第1項から第3項までの規定に違反して小規模特定事業を行い、又は行った者に対し、土砂等による土壌の汚染の発生を防止するため、期間を定めて、当該小規模特定事業を停止し、又は必要な措置を命ずることができる。

(協力要請)

第30条 (略)

(報告の徴収及び立入検査等)

第31条 (略)

(関係行政機関への照会等)

第32条 (略)

(手数料)

第33条 (略)

(委任)

第26条 (略)

第27条 次の各号のいずれかに該当する者は、2年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処する。

(1) 第21条第1項から第3項まで_____の規定による命令に違反した者

(2) (略)

第28条 第10条第3項又は第19条_____の規定による命令に違反した者は、1年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処する。

第29条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

(1) 第10条第1項又は第12条第2項_____の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(2) (略)

(3) 第15条第2項又は第16条第1項若しくは第2項_____の規定に違反して、報告をせず、又は虚偽の報告をした者

(4) 第23条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

(5) 第23条第2項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

第30条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

(1) 第9条第3項又は第11条第1項_____の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(2) 第17条第2項_____の規定に違反して、同項に規定する書類及び図面を保存しなかった者

第31条 (略)

第34条 (略)

第35条 次の各号のいずれかに該当する者は、2年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処する。

(1) 第21条第1項から第3項まで又は第29条の規定による命令に違反した者

(2) (略)

第36条 第10条第3項、第19条、第24条第3項又は第28条の規定による命令に違反した者は、1年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処する。

第37条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

(1) 第10条第1項、第12条第2項、第22条第1項、第23条第1項若しくは第3項又は第24条第1項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(2) (略)

(3) 第15条第2項、第16条第1項若しくは第2項又は第26条第1項若しくは第2項の規定に違反して、報告をせず、又は虚偽の報告をした者

(4) 第31条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

(5) 第31条第2項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

第38条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

(1) 第9条第3項、第11条第1項、第23条第2項又は第25条の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(2) 第17条第2項又は第27条第2項の規定に違反して、_____書類及び図面を保存しなかった者

第39条 (略)

碓氷峠の森公園条例の一部改正について

新旧対照表

(下線部は改正箇所)

現 行	改 正 案
(指定管理者による管理等) 第5条 市長は、峠の森公園の設置の目的を効果的に達成するため<u>農園及び</u>峠の横丁を除く峠の森公園の施設(以下「施設」という。)につき、安中市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成18年安中市条例第64号)により市が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に管理を行わせる。 (指定管理者の業務) 第6条 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。 (1) (略) (2) 第3条各号に掲げる業務(<u>農園及び</u>峠の横丁に係る業務を除く。) (3)～(5) (略) (利用の承認) 第7条 施設を利用する者は、あらかじめ指定管理者の承認を受けなければならない。<u>ただし、農園を利用する者は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。</u> 2 <u>市長又は</u>指定管理者は、前項の承認をする場合において、利用の目的、範囲及び期間、その他施設の管理運営上必要な条件を付することができる。 (利用の不承認) 第8条 <u>市長又は</u>指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、前条第1項の承認をしてはならない。 (1)～(4) (略) (5) 前各号に掲げるもののほか、<u>市長又は</u>指定管理者が不適当と認めるとき。 (利用の承認の取消し等)	(指定管理者による管理等) 第5条 市長は、峠の森公園の設置の目的を効果的に達成するため_____峠の横丁を除く峠の森公園の施設(以下「施設」という。)につき、安中市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成18年安中市条例第64号)により市が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に管理を行わせる。 (指定管理者の業務) 第6条 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。 (1) (略) (2) 第3条各号に掲げる業務(<u>_____</u>峠の横丁に係る業務を除く。) (3)～(5) (略) (利用の承認) 第7条 施設を利用する者は、あらかじめ指定管理者の承認を受けなければならない。 _____ 2 _____指定管理者は、前項の承認をする場合において、利用の目的、範囲及び期間、その他施設の管理運営上必要な条件を付することができる。 (利用の不承認) 第8条 _____指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、前条第1項の承認をしてはならない。 (1)～(4) (略) (5) 前各号に掲げるもののほか、_____指定管理者が不適当と認めるとき。 (利用の承認の取消し等)

第9条 市長又は指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その利用についての承認を停止し、又は取り消すことができる。

(1)及び(2) (略)

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長又は指定管理者が必要であると認めたとき。

2 前項の処分により利用者に損害が生じても、市長又は指定管理者は、その責めを負わない。

(利用権の変更等の禁止)

第10条 利用者は、市長又は指定管理者の許可を受けないで利用目的を変更してはならない。

2 (略)

(農園の使用料)

第13条 農園の利用者は、利用に係る料金を納付しなければならない。

2 前項の利用者が納付すべき使用料は、別表第4に定める金額とする。

(利用料金の収受)

第14条 第12条第1項の規定により納付された利用料金は、指定管理者の収入として収受させるものとする。

(利用料金等の減免)

第15条 市長又は指定管理者は、公益上必要があると認めたときは、市長が別に定める基準により、利用料金又は使用料の全部又は一部を免除することができる。

(利用料金等の返還)

第16条 既に納付した利用料金又は使用料は、返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、市長又は指定管理者は、その全部又は一部を返還することができる。

(1) (略)

(2) 利用者が、利用の前に利用についての承認の取消し又は変更の申出をなし、市長又は指定管理者が相当の理由があると認めたとき。

(行為の制限)

第17条 峠の森公園において、次に掲げる行為をしようとする者は、市長又は指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更し

第9条 _____指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その利用についての承認を停止し、又は取り消すことができる。

(1)及び(2) (略)

(3) 前2号に掲げるもののほか、_____指定管理者が必要であると認めたとき。

2 前項の処分により利用者に損害が生じても、_____指定管理者は、その責めを負わない。

(利用権の変更等の禁止)

第10条 利用者は、_____指定管理者の許可を受けないで利用目的を変更してはならない。

2 (略)

(削除)

(利用料金の収受)

第13条 前条第1項の規定により納付された利用料金は、指定管理者の収入として収受させるものとする。

(利用料金等の減免)

第14条 _____指定管理者は、公益上必要があると認めたときは、市長が別に定める基準により、利用料金又は使用料の全部又は一部を免除することができる。

(利用料金等の返還)

第15条 既に納付した利用料金又は使用料は、返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、_____指定管理者は、その全部又は一部を返還することができる。

(1) (略)

(2) 利用者が、利用の前に利用についての承認の取消し又は変更の申出をなし、_____指定管理者が相当の理由があると認めたとき。

(行為の制限)

第16条 峠の森公園において、次に掲げる行為をしようとする者は、_____指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更し

ようにするときも、同様とする。

(1)～(4) (略)

2 市長又は指定管理者は、前項各号に掲げる行為が
峠の森公園の管理運営に支障を及ぼさないと認め
た場合に限り、条件を付して許可を与えることが
できる。

(行為の禁止)

第18条 (略)

2 市長又は指定管理者は、前項各号に掲げる行為を
した者を退園させ、物品を撤去することができる。

(原状回復の義務)

第19条 (略)

(損害賠償の義務)

第20条 (略)

(秘密保持義務)

第21条 (略)

(新設)

別表第1(第2条関係)

施設の名称	位置
(略)	(略)
農園	安中市松井田町坂本1357番地
(略)	(略)

別表第2(第4条関係)

区分	公開日	公開時間	備考
碓氷峠の森公園	4月1日から	午前10：00から	
	翌年3月31日	午後10：00まで	

ようにするときも、同様とする。

(1)～(4) (略)

2 指定管理者は、前項各号に掲げる行為が
峠の森公園の管理運営に支障を及ぼさないと認め
た場合に限り、条件を付して許可を与えることが
できる。

(行為の禁止)

第17条 (略)

2 指定管理者は、前項各号に掲げる行為を
した者を退園させ、物品を撤去することができる。

(原状回復の義務)

第18条 (略)

(損害賠償の義務)

第19条 (略)

(秘密保持義務)

第20条 (略)

(市長による管理)

第21条 市長は、安中市公の施設に係る指定管理者
の指定の手續等に関する条例の規定により、指定
管理者の指定を取り消し、期間を定めて第6条各号
に掲げる業務の全部若しくは一部の停止を命じ、
又は指定管理者が業務の全部若しくは一部を行う
ことが困難であると認めたときは、当該業務の全
部又は一部を自ら行うものとする。

別表第1(第2条関係)

施設の名称	位置
(略)	(略)
キャンプ場	安中市松井田町坂本1287番地
	2
(略)	(略)

別表第2(第4条関係)

区分	公開日	公開時間	備考
碓氷峠の森公園	4月1日から	午前10時から	
	翌年3月31日	午後10時まで	

	日まで		
碓氷峠の森公園交流館	4月1日から翌年3月31日まで	午前10：00から午後10：00まで (午後9：30入場終了)	毎月第2・4火曜日を除く。
体験実習館	4月1日から翌年3月31日まで	午前8：30から午後10：00まで	
宿泊滞在施設(コテージ)	4月1日から翌年3月31日まで	午後3：00から翌日午前10：00まで	
屋内交流広場	4月1日から翌年3月31日まで	午前8：30から午後10：00まで	
農園	4月1日から翌年3月31日まで	日の出から日の入りまで	
碓氷峠鉄道文化むら	4月1日から翌年3月31日まで	午前9：00から午後4：30まで	毎週火曜日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日にあたる場合は、その翌日)及び12月28日から翌年1月5日までを除く。

別表第3(第12条関係)

(単位：円)

区分	利用区分	利用料金	摘要
碓氷峠の森公園交流館		大人(略)	(略)
	3時間	700(略)	
	(略)	(略)	

	まで		
碓氷峠の森公園交流館	4月1日から翌年3月31日まで	午前10時から午後10時まで (午後9時30分入場終了)	毎月第2・4火曜日を除く。
体験実習館	4月1日から翌年3月31日まで	午前8時30分から午後10時まで	
宿泊滞在施設(コテージ)	4月1日から翌年3月31日まで	午後3時から翌日午前10時まで	
屋内交流広場	4月1日から翌年3月31日まで	午前8時30分から午後10時まで	
キャンプ場	4月1日から翌年3月31日まで	正午から午前11時まで	
碓氷峠鉄道文化むら	4月1日から翌年3月31日まで	午前9時から午後4時30分まで	毎週火曜日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日にあたる場合は、その翌日)及び12月28日から翌年1月5日までを除く。

別表第3(第12条関係)

(単位：円)

区分	利用区分	利用料金	摘要
碓氷峠の森公園交流館		大人(略)	(略)
	3時間	800(略)	
	(略)	(略)	

(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)		
体験実習館体験実習室	4時間ごと	<u>5,000</u>	
体験実習館多目的体験実習室	4時間ごと	<u>3,000</u>	
宿泊滞在施設(コテージ4人用)		<u>20,000</u>	1棟1泊につき
宿泊滞在施設(コテージ6人用)		<u>30,000</u>	
宿泊滞在施設(コテージ8人用)		<u>40,000</u>	
屋内交流広場	昼間 4時間まで	<u>1,000</u>	
	昼間 8時間まで	<u>2,000</u>	
	夜間 4時間まで	<u>2,000</u>	

(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)		
体験実習館体験実習室	4時間ごと	<u>10,000</u>	
体験実習館多目的体験実習室	4時間ごと	<u>6,000</u>	
宿泊滞在施設(コテージ4人用)		<u>40,000</u>	1棟1泊につき
宿泊滞在施設(コテージ6人用)		<u>60,000</u>	
宿泊滞在施設(コテージ8人用)		<u>80,000</u>	
屋内交流広場	昼間 4時間まで	<u>2,500</u>	昼間とは、午前8時30分から午後5時までとする。
	昼間 8時間まで	<u>5,000</u>	
	夜間 4時間まで	<u>5,000</u>	夜間とは、午後5時から午後10時までとする。

(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
	(新設)	(新設)	
	(新設)	(新設)	
	(新設)	(新設)	
碓氷峠 鉄道文化 むら 入園料		中学 生以上	小学 生(略)
		700	400(略)
		(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

備考
(略)

別表第4(第13条関係)

(単位：円)

区分	利用時間	使用料	摘要
農園	1区画	6,000	
	1年間		

キャン プ場利 用料	大人1 人(車両 1台、テ ント1 張りを 含む1 区画)当 たり	5,000	1泊(宿泊を伴わな い利用を含む。) 当たりの利用料金 の額とする。
	大人1 人当た り(追 加)	2,000	
	小人1 人当た り(追 加)	1,200	
	ペット 1匹当 たり	500	
碓氷峠 鉄道文 化むら 入園料		中学 生以上	小学 生(略)
		900	500(略)
		(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

備考
(略)

(削除)